

秋田市告示第230号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、秋田市長が保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年7月2日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 送達を受けるべき者の氏名
別紙（省略）のとおり
- 2 送達すべき書類の通知年度等
別紙（省略）のとおり